

第1回国保運協における確認事項について

(1) 国保税改正の基本方針

国保税改正にあたっては、令和5年度国保運協からの答申に基づき、被保険者の負担が急激に増加することがないように、2年に一度最新の標準保険税率を用いて改正し、令和12年度までに標準保険税率との整合を図る。

(2) 町からの諮問の目的

基本方針に変更はないが、国保税改正年度（最新）の標準保険税率を用いた場合、年度によって変動が激しいため、改正年度の状況によっては被保険者の負担が想定よりも増加することが懸念される。このため、改正の基礎となる標準保険税率について平準化も含めどのように用いていくのか再度検討する。

(3) 令和8年度国保税改正案

現在の基本方針及び標準保険税率を平準化した以下の3案で検討を進める。

- ・ 案1 令和7年度の標準保険税率を用いた改正案
現在の方針に基づいた最新の標準保険税率を用いた案。
- ・ 案2 令和6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案
最新の標準保険税率とその前年度分の平均を用いた案。
- ・ 案3 令和5・6・7年度標準保険税率の平均を用いた改正案
令和5年度を始期とし、最新の標準保険税率までの平均を用いた案。次回改正では令和5・6・7・8・9年度の標準保険税率の平均を用いることとなる。